

容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再使用を促進するための法律の制定を求める意見書

容器包装リサイクル法（「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」）は、リサイクルのための分別収集・選別保管を税負担で行うことになっているため、上位法である循環型社会形成推進基本法のリデュース・リユース・リサイクルの優先順位に反して、リサイクル優先に偏っている。

このため、家庭から出されるごみ総排出量の減量は不十分であり、リサイクルに適さない容器包装が未だに使われているのが社会の実態である。

根本的な問題は、自治体が税負担で容器包装を分別収集しているため、リサイクルに必要な費用のうち大部分が製品価格に含まれておらず、容器包装を選択する事業者には、真剣に発生抑制や環境配慮設計に取り組もうとする十分なインセンティブ（誘因）が働かないところにある。

今日、地球温暖化防止の観点からも、資源の無駄遣いによる環境負荷を減らすことは急務であり、拡大生産者責任の原則に基づく事業者責任の強化は不可欠となっている。

よって、狭山市議会は、我が国の一日も早い持続可能な社会への転換を図るため、以下のとおり、容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再使用を促進するための法律を制定することを強く要望する。

記

1. 容器包装の拡大生産者責任を強化し、リサイクルの社会的コストを低減するため、分別収集・選別保管について自治体と事業者との役割分担及び費用負担を見直すこと。
2. レジ袋使用量を大幅に削減するための仕組みを整備すること。
3. リユースを普及させるための具体策を検討し、リデュース・リユースについての環境教育をこれまで以上に強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年2月25日

埼玉県狭山市議会

提 出 先

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

内閣府特命担当大臣(消費者及び食品安全)

財務大臣

厚生労働大臣

農林水産大臣

経済産業大臣

環境大臣